

通信・放送の総合的な法体系の在り方

(平成21年8月26日情報通信審議会答申) 抜粋

3. 伝送サービス規律

(3) 放送・有線放送の安全・信頼性の確保

放送・有線放送に係る現行の技術基準については、放送の品質確保、受信設備の低廉かつ安定的な供給等を確保するため、「放送に関する送信の標準方式」が、放送の種別ごとに、定められている。

他方、放送・有線放送に係る安全・信頼性を確保する観点の規律については、現行の法体系においては、十分な規定が存在しているとは言えない現状にある。

実態としても、近年の放送中止事故の実情をみると、電源設備、停電対策、防火対策の不備等により、長時間にわたり放送が停波した事例がある。

そこで、新たな法体系においては、緊急災害時はもちろんのこと、日頃から国民生活に必需の情報をあまねく届けるために極めて高い安全・信頼性が求められる放送・有線放送について、重大事故の報告義務、設備の維持義務等(※)に係る規定を整備することが適当である。その際に、通信・放送事業者による事故情報の利用者等への周知の在り方について、別途検討を進めることが適当である。

(※) 一定の設備(例:小規模設備は例外とする等)の損壊または故障により、放送の業務の提供に著しい支障を及ぼさないようにすること、設備に係る責任分界を明確化する等が想定される。具体的な規定については、今後、放送・有線放送の実状を踏まえたくえで検討することが適当である。

また、技術基準に違反した場合の担保措置について、設備の改善命令や技術基準適合命令のような担保措置を整備し、安全・信頼性の実効性を確保することが適当である。